【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第192期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 富士紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Fujibo Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中野光雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665 - 7641

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 野口篤謙

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665 - 7641

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 野口篤謙

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

富士紡ホールディングス株式会社 大阪支社

(大阪市中央区本町一丁目8番12号(日本生命堺筋本町ビル))

(上記の大阪支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第191期 第 3 四半期 連結累計期間	第192期 第 3 四半期 連結累計期間	第191期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	26,947	27,965	35,958
経常利益	(百万円)	2,680	2,849	3,492
四半期(当期)純利益	(百万円)	593	1,635	918
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	575	1,807	898
純資産額	(百万円)	12,317	14,133	12,633
総資産額	(百万円)	40,976	40,963	40,829
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	5.66	16.03	8.81
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	29.9	34.4	30.8

回次		第191期 第 3 四半期 連結会計期間	第192期 第 3 四半期 連結会計期間	
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日	
1 株当たり四半期 純利益金額	(円)	0.29	5.29	

- (注) 1 売上高には、消費税等は含んでいない。
  - 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。
    - 3 第191期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

# 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

#### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものである。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後のサプライチェーンの復旧や個人消費の緩やかな回復などにより持ち直しの動きがあったものの、欧米を中心とした海外経済の下振れリスクの拡大や急激な円高の進行、タイ洪水の影響などから先行き不透明な状況で推移した。

このような経営環境の下、当フジボウグループは、現在実行中の中期経営計画『突破 11-13』で重点事業と位置付ける、繊維、研磨材、化学工業品の三事業を中心に営業力の強化を進め、収益力の改善に努めた。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は27,965百万円(前年同期比1,018百万円、3.8%の増収)で、営業利益は3,109百万円(前年同期比214百万円、7.4%の増益)、経常利益は2,849百万円(前年同期比168百万円、6.3%の増益)となった。これに特別損失として減損損失など合計423百万円を計上し、法人税等を差し引いた結果、四半期純利益は、1,635百万円(前年同期比1,042百万円、175.6%の増益)となった。

セグメントの業績は以下の通りである。

#### 繊維事業

製品の主要ブランドである「B.V.D.」では、クールビズ向け機能性商品アイテムや季節商材の拡大により増収となったが、原材料高騰によるコストアップや価格競争の激化等により利益面では苦戦を強いられた。

紡績は原綿価格が上昇したものの、大手アパレルメーカーやテキスタイルメーカーとの積極的な共同開発が成果を上げ、安定した販売と操業が続いた。テキスタイルは、節電ビズ対応の接触冷感加工が堅調に推移した。

この結果、売上高は前年同期比492百万円(4.3%)増収の11,861百万円となり、営業利益は77百万円(14.4%)減益の457百万円となった。

#### 研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材は、ハードディスク・シリコンウエハーの各用途でユーザーの生産調整により伸び悩んだものの、液晶ガラス用途でアジア地域ユーザーの旺盛な需要により受注増となり、好調に推移した。

この結果、売上高は前年同期比455百万円(6.4%)増収の7,552百万円となり、営業利益も474百万円(27.0%)増益の2,230百万円となった。

#### 化学工業品事業

機能化学品および医薬中間体などの受託製造は、電材・医薬・特殊用途品と幅広く受注活動を行い、順調に操業を続けることができたが、原油高による原材料価格上昇の影響を受けた。

この結果、売上高は前年同期比418百万円(9.8%)増収の4,687百万円となったが、営業利益は147百万円(34.1%)減益の284百万円となった。

#### その他

自動車関連部門では、アジアから中南米への輸出が増加したものの、震災の影響により日本からの輸出が減少した。

国内ユーザーがメインの精製部門、電子機器製品の産業用プリント基板および化成品などの事業では、震災と電力供給不足の影響を受けた一部ユーザーからの受注減により、苦戦した。

この結果、売上高は前年同期比348百万円(8.3%)減収の3,863百万円となり、営業利益も35百万円(20.6%)減益の136百万円となった。

#### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

流動資産は前連結会計年度末に比べて801百万円増加の17,233百万円となった。これは、主として商品及び製品などのたな卸資産が増加したことによる。固定資産は前連結会計年度末に比べて667百万円減少の23,730百万円となった。これは主に減損損失の計上により有形固定資産が減少したことによる。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて134百万円増加の40,963百万円となった。

#### (負債)

流動負債は前連結会計年度末に比べて391百万円減少の15,678百万円となった。これは、その他の流動 負債は増加したが、短期借入金や引当金が減少したことなどによる。固定負債は前連結会計年度末に比べ て974百万円減少の11,151百万円となった。これは、退職給付引当金は増加したが、長期借入金やその他の 固定負債が減少したことによる。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて1,366百万円減少の26,830百万円となった。

#### (純資産)

純資産合計は前連結会計年度末に比べて1,500百万円増加し、14,133百万円となった。これは、剰余金の配当の実施による減少306百万円があった一方、四半期純利益1,635百万円の計上による増加があったこと等による。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りである。

#### (株式会社の支配に関する基本方針について)

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになる。

また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握した上で、大規模買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性がある。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考える。

#### (2) 基本方針の実現に資する取組み

#### ア. 当社の企業価値の源泉について

当社は、富士山を望む静岡小山の地に誕生して一世紀余りにわたり、繊維メーカーとしての長い歴史の中で培ったテクノロジーとマーケティングを融合し、人々のニーズを満足させる新しい繊維を続々と世に送り出してきた。現在、当社の事業は、繊維関連事業のみならず、成長著しいIT・医療分野・自動車関連などの非繊維事業まで、人を包む繊維から、人を取り巻くあらゆる環境へと拡がっている。当社グループでは、「私たちは一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けます。」を企業理念として、継続的な企業価値の向上を目指している。

当社グループの企業価値の源泉は、 技術力と経験・知見、 開発力、 ブランド力、 優秀な従業員等にある。

具体的には、第一に、創業以来培ってきた繊維関連の技術力と豊富な経験・知見は、数多くのお客様から高い評価を得ている。また、近年では繊維関連の不織布事業から派生した超精密加工用研磨材の製造に関する技術力・品質管理能力が世界各国のお客様に認められている。さらに、医薬中間体等を製造する技術力・ノウハウがファインケミカル分野で高く評価されている。

第二に、お客様のニーズに即した技術・製品の開発力が当社グループの企業価値の源泉となっている。特に超精密加工用研磨材分野の製品開発においては、お客様とともに開発することでお客様の満足度の向上に努めている。

第三に、一世紀以上にわたる当社グループの歴史が培った「フジボウ」ブランドは、繊維業界ではその技術力と高い品質に裏打ちされた信頼できるブランドとして確固たる地位を築いてきた。また、米国で130年以上、日本においても30年以上の歴史を誇る「B.V.D.」ブランドは紳士肌着分野では多くのファンを獲得しており、企業価値の源泉として位置づけている。

第四に、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験と専門知識を有する人材は、当社グループの企業価値の源泉と考えている。当社グループでは労使の相互信頼を重視し、ステークホルダーとしての従業員との信頼関係を構築している。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えている。

#### イ.企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成24年3月期(2011年度)を初年度とし平成26年3月期(2013年度)を最終年度とする、3ヵ年の中期経営計画『突破11-13』を策定している。本計画期間を「成長軌道へのテイクオフ」期間と位置づけ、成長への大胆なパラダイム転換とそれに耐えうる経営体力の充実に取り組み、当社グループのありたい姿である「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」実現に向けて、本格的業容拡大へのブレークスルーを目指す。

当該中期経営計画においては、「強固な市場プレゼンスの確立」を最終目標とし、顧客満足度の向上、ブランド力の強化を実現するため、事業の成長加速、収益力あるニッチNO.1、経営力の高度化、を経営戦略に掲げ、より一層の企業価値の向上に取り組み、中期経営計画の目標である平成26年3月期(2013年度)の連結売上高45,200百万円、連結営業利益5,700百万円の達成に向けて邁進していく。

#### ウ. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により企業価値・株主共同の利益の向上を図ることを最優先の目標として、公正かつ透明性の高い健全な経営を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に取り組んできた。

当社の経営機関制度としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会がある。監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査している。さらに、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置している。経営会議は、会社の経営方針および全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っている。また、平成17年6月より執行役員制度を導入して、監督と執行の分離と業務執行のスピード化を図っている。

また、当社では、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会のルールや法令遵守のもと社会的良識をもって行動することを明記した「富士紡グループ行動憲章」を制定している。さらに、コンプライアンス・プログラムを毎期策定するとともに、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し周知・徹底を図っている。万一、コンプライアンス上疑義ある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、社内通報制度「企業倫理ホットライン」により、社外の顧問弁護士などに通報することができる体制を採用している。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に内部監査室を設置している。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、さらなる当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存である。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### ア. 本プランの目的

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入することを決定した。その後、平成20年5月13日開催の当社取締役会において、上記対応策を一部変更して継続することを決定し(一部変更後の対応策を、以下「旧プラン」という。)、同年6月27日開催の定時株主総会において承認を得た。

当社は、旧プラン導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、旧プランの継続の是非や内容について検討を行ってきたが、その結果、平成23年5月11日開催の当社取締役会において、旧プランを一部見直した上で、平成23年6月29日開催の定時株主総会での承認を条件として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」という。)を継続することを決定し、上記定時株主総会において承認を得た。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名(うち3名は社外監査役)の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛同する旨の意見を受けている。本プランの詳細については、当社ホームページ(http://www.fujibo.co.jp/)上の平成23年5月11日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続のお知らせ」を参照されたい。

#### イ.本プランの概要

本プランに基づく対抗措置の実施の対象となる買付行為

本プランにおいては、次の(イ)もしくは(ロ)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除く。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」という。)がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがある。

- (イ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- (ロ)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### 本プランの内容(大規模買付行為がなされた場合の対応)

(イ)大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続(以下「大規模買付ルール」という。)に従う旨の誓約等の当社が定める一定の事項を日本語で記載した「意向表明書」を 提出することとする。

(ロ)大規模買付者に対する当社取締役会による必要情報リストの事前提出

当社は、大規模買付者に対して、意向表明書が提出された日から10営業日以内に、提供すべき情報を記載した「必要情報リスト」を発送する。

(八)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者は、上記の必要情報リストに従い当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する 株主の判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本 語で記載された「本必要情報」を提供することとする。

#### (二)当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から本必要情報を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に(原則として30日を上限とする。)大規模買付者の買付内容に対する意見、その根拠資料、及び代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがある。

#### (ホ)独立委員会による内容検討・勧告

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した日から原則として60日間の独立委員会検討期間内において大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとする。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告する。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が一定の要件に該当すると認められる場合には、対抗措置の実施を当社取締役会に勧告する。

また、独立委員会は、対抗措置の実施を勧告するには至らないものの、合理的な理由により株主意 思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取 締役会に勧告する。

#### (へ)株主意思確認総会の開催(独立委員会による招集の勧告がある場合)

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものとする。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとする。

#### (ト)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の実施もしくは不実施等(対抗措置の中止を含む。)に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、または、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとする。

#### 対抗措置

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、全ての株主に対して差別的行使条件および一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行い、本プランに定める一定の要件に該当する大規模買付者およびその一定範囲の関係者以外の株主は当該新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得し、または、かかる株主から当社が当該新株予約権を取得することによりその対価として当社普通株式を交付することができるものとする。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が実施されることもある。

#### (4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組みを行ってきた。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えている。

従って、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

#### (5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

#### 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足している。

#### 株主の意思を重視するものであること

上記(3)ア.の通り、本プランは、平成23年6月29日開催の定時株主総会において承認を得たものである。また、本プランの有効期間は平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされており、以後、かかる有効期間の延長については、3年ごとの定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の賛同が得られることを条件としている。かかる議案について株主の賛同が得られなかった場合には、当該決議に従い本プランは速やかに廃止される。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置実施の是非について株主意思確認総会を開催することによって、株主の意思を直接確認することとしている。

このように、本プランの消長には、株主の意思が適切に反映されることとなっている。

#### 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。

かかる独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく 監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の 企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されている。

#### 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保している。

#### 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされている。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっている。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策)ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもない。

以上の通り、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は539百万円である。

# 第3 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	300,000,000	
計	300,000,000	

# 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年 2 月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	108,000,000	108,000,000	東京・大阪 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株である。
計	108,000,000	108,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項なし。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項なし。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		108,000,000		5,400		

# (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項なし。

#### (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

#### 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,926,000 (相互保有株式)		
	普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,368,000	101,368	
単元未満株式	普通株式 699,000		
発行済株式総数	108,000,000		
総株主の議決権		101,368	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が「株式数(株)」に2,000株、 「議決権の数(個)」に2個含まれている。
  - 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社の子会社柳井化学工業㈱名義となっているが、実質的には所有していない株式が「株式数(株)」に1,000株、「議決権の数(個)」に1個含まれている。

#### 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

				1 17220 - 3	<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士紡ホールディングス㈱	東京都中央区日本橋 人形町 1 - 18 - 12	5,926,000		5,926,000	5.48
(相互保有株式) カフラス(株)	長野県松本市 中央 4 - 9 - 53	7,000		7,000	0.01
計		5,933,000		5,933,000	5.49

#### 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

# 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役(代表取締役)	取締役(代表取締役) (大阪支社長)	鈴木孝雄	平成23年11月 1 日

# 第4 【経理の状況】

# 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,433	2,666
受取手形及び売掛金	8,941	8,909
商品及び製品	2,132	2,623
仕掛品	1,108	1,178
原材料及び貯蔵品	983	1,274
その他	845	592
貸倒引当金	13	12
流動資産合計	16,431	17,233
固定資産		
有形固定資産		
土地	14,364	14,019
その他(純額)	8,314	8,073
有形固定資産合計	22,678	22,093
無形固定資産	256	213
投資その他の資産		
その他	1,475	1,427
貸倒引当金	13	3
投資その他の資産合計	1,462	1,423
固定資産合計	24,397	23,730
資産合計	40,829	40,963

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,461	5,534
短期借入金	7,992	7,379
未払法人税等	300	474
引当金	550	281
その他	1,765	2,008
流動負債合計	16,070	15,678
固定負債		
長期借入金	4,208	3,755
退職給付引当金	3,147	3,466
引当金	10	5
資産除去債務	196	199
その他	4,563	3,724
固定負債合計	12,126	11,151
負債合計	28,196	26,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,400	5,400
資本剰余金	0	0
利益剰余金	5,616	7,089
自己株式	652	653
株主資本合計	10,364	11,836
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29	22
繰延ヘッジ損益	1	0
土地再評価差額金	2,157	2,246
為替換算調整勘定	34	20
その他の包括利益累計額合計	2,223	2,247
少数株主持分	45	49
純資産合計	12,633	14,133
負債純資産合計	40,829	40,963

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	26,947	27,965
売上原価	18,002	18,606
売上総利益	8,945	9,358
販売費及び一般管理費	6,050	6,249
営業利益	2,894	3,109
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	25	31
固定資産賃貸料	126	121
その他	26	31
営業外収益合計	182	187
営業外費用		
支払利息	180	159
固定資産賃貸費用	86	80
その他	128	207
営業外費用合計	395	447
経常利益	2,680	2,849
特別利益		
固定資産売却益	4	10
その他		1
特別利益合計	4	12
特別損失		
固定資産処分損	467	52
減損損失	456	345
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	101	-
その他	148	24
特別損失合計	1,173	423
税金等調整前四半期純利益	1,511	2,437
法人税、住民税及び事業税	813	1,088
法人税等調整額	96	295
法人税等合計	910	793
少数株主損益調整前四半期純利益	601	1,644
少数株主利益	8	8
四半期純利益	593	1,635

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	601	1,644
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	45	7
繰延ヘッジ損益	3	2
土地再評価差額金	-	232
為替換算調整勘定	22	59
その他の包括利益合計	26	162
四半期包括利益	575	1,807
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	567	1,803
少数株主に係る四半期包括利益	8	4

#### 【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

#### 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

第2四半期連結会計期間より、新たに設立した富士紡(上海)商貿有限公司を連結の範囲に含めている。

#### 【会計方針の変更等】

該当事項なし。

#### 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

#### 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

#### 原価差異の繰延処理

定期的な修繕が特定の四半期に行われるために発生する原価差異は、予定原価が年間を基礎に設定されており、原価計算期間末までに解消が見込まれるため、当該原価差異を繰延べて処理する方法を採用している。

#### 【追加情報】

#### 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

#### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日		当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)				
1 受取手形割引高	165百万円	1 受取手形割引高	118百万円			
2 偶発債務		2				
連結会社以外の会社の銀行取	引に対して債務保証					
を行っている。						
カフラス(株)	40百万円					
		3 期末日満期手形				
		四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ				
		いては、手形交換日をもって決済処理している。な				
		お、当第3四半期連結会計期	間末日は金融機関の休			
		日であったため、次の四半期	]連結会計期間末日満期			
		手形が当第3四半期連結会記	†期間末残高に含まれて			
		いる。				
		受取手形	146百万円			
		支払手形	176百万円			

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

(	第3四半期連結累計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	
減価償却費	1,272百万円	減価償却費 1,106百万	円

#### (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

#### 1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	212	2	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

#### 1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	306	3	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セク	ブメント		その他	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
	繊維事業	研磨材 事業	化学 工業品 事業	計	(注) 1			
売上高								
外部顧客への売上高	11,369	7,096	4,268	22,735	4,212	26,947		26,947
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10	1		12	39	52	52	
計	11,380	7,098	4,268	22,747	4,251	26,999	52	26,947
セグメント利益	535	1,755	432	2,722	172	2,894	0	2,894

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車関連事業、化成品事業、電子機器事業及び精製事業等を含んでいる。
  - 2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれている。
  - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。
- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

繊維事業セグメントにおいて、保有会社における利用計画がなく、時価も下落しているため、減損損失を認識した。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては383百万円である。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

		報告セク	ブメント		その他		調整額	四半期連結損益計
	繊維事業	研磨材 事業	化学 工業品 事業	計	(注) 1 合計	(注) 2	算書計上額(注)3	
売上高								
外部顧客への売上高	11,861	7,552	4,687	24,101	3,863	27,965		27,965
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	5		14	37	52	52	
計	11,871	7,558	4,687	24,116	3,901	28,018	52	27,965
セグメント利益	457	2,230	284	2,972	136	3,109	0	3,109

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車関連事業、化成品事業、電子機器事業及び精製事業等を含んでいる。
  - 2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれている。
  - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

#### 2 . 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

#### (固定資産に係る重要な減損損失)

全社資産において、保有会社における利用計画がなく時価も下落している固定資産及び売却の意思決定をした固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識した。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては342百万円である。

#### (金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則17条の2の規定に基づき、注記を省略している。

#### (有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則17条の2の規定に基づき、注記を省略している。

#### (デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則17条の2に規定に基づき、注記を省略している。

#### (企業結合等関係)

該当事項なし。

#### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	5.66円	16.03円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	593	1,635
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	593	1,635
普通株式の期中平均株式数(千株)	104,922	102,073

<sup>(</sup>注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

#### (重要な後発事象)

該当事項なし。

#### 2 【その他】

該当事項なし。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月13日

富士紡ホールディングス株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 里 村 豊 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士 紡ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連 結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日 から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計 算書及び四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子 会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適 正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。